

平成19年度決算公告

平成20年6月27日

東京都新宿区下落合一丁目5番22号
 アニコム損害保険株式会社
 代表取締役社長 小森 伸昭

平成19年度（平成20年3月31日現在）貸借対照表

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金及び預貯金 | 89,801 | 保険契約準備金 | — |
| 現 金 | 250 | その他負債 | 279,404 |
| 預 貯 金 | 89,551 | 未払法人税等 | 3,026 |
| 有価証券 | 2,804,161 | 預り金 | 7,879 |
| 国 債 | 1,007,942 | 未 払 金 | 252,358 |
| 社 債 | 1,496,155 | 仮 受 金 | 16,140 |
| その他の証券 | 300,063 | 賞与引当金 | 10,961 |
| 有形固定資産 | 37,704 | 特別法上の準備金 | 357 |
| 建物附属設備 | 13,770 | 価格変動準備金 | 357 |
| その他の有形固定資産 | 23,934 | 繰延税金負債 | 2,617 |
| 無形固定資産 | 37,107 | 負債の部合計 | 293,341 |
| ソフトウェア | 37,107 | (純資産の部) | |
| その他資産 | 1,106,855 | 資 本 金 | 3,500,000 |
| 未 収 金 | 15,294 | 資 本 剰 余 金 | 614,030 |
| 未 収 収 益 | 1,503 | 資 本 準 備 金 | 614,030 |
| 仮 払 金 | 13,048 | 利 益 剰 余 金 | △336,352 |
| 保険業法第113条繰延資産 | 528,975 | その他利益剰余金 | △336,352 |
| 創 立 費 | 4,813 | 繰越利益剰余金 | △336,352 |
| 開 業 費 | 539,751 | 株主資本合計 | 3,777,677 |
| その他の資産 | 3,467 | その他有価証券評価差額金 | 4,611 |
| 貸倒引当金 | — | 評価・換算差額等合計 | 4,611 |
| | | 純資産の部合計 | 3,782,288 |
| 資産の部合計 | 4,075,630 | 負債及び純資産の部合計 | 4,075,630 |

(貸借対照表の注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

(1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。

(2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。

(3) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。

2. 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却することとしました。なお、この変更に伴う経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

4. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

5. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

6. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

消費税等の会計処理は、従来、税抜方式によっておりましたが、保険会社の免許取得に伴い、当事業年度より税込方式に変更しております。なお、この変更に伴う経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

8. 保険業法第113条繰延資産は、同法の規定に基づき、その計上の翌事業年度から会社の成立後10年までの間に均等償却することとしております。
9. 創立費は、旧商法施行規則の規定に基づき会社の成立後5年間で均等額を償却しております。
10. 開業費は、5年間で償却しております。
11. 当社の計算書類は、従来「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)に基づき表示しておりましたが、保険会社の免許取得に伴い、当事業年度から同規則第146条の規定に基づき、「保険業法施行規則」(平成8年2月29日大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。なお、この変更に伴う純資産の部に与える影響はありません。
12. 有形固定資産の減価償却累計額は、15,321千円であります。
13. 関係会社に対する金銭債権の総額は11,365千円、金銭債務の総額は95,853千円であります。
14. 繰延税金資産の総額は383,212千円、繰延税金負債の総額は385,830千円であります。

なお、繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産

| | |
|----------------|------------|
| 一括償却資産償却限度額超過 | 9,858千円 |
| 税務上繰延資産償却限度額超過 | 5,159千円 |
| 賞与引当金繰入限度額超過 | 3,968千円 |
| 価格変動準備金 | 129千円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 482,979千円 |
| 繰延税金資産小計 | 502,096千円 |
| 評価性引当金 | △118,883千円 |
| 繰延税金資産合計 | 383,212千円 |
| 繰延税金負債との相殺 | △383,212千円 |
| 繰延税金資産の純額 | －千円 |

(2) 繰延税金負債

| | |
|----------------|------------|
| 保険業法113条繰延資産認容 | △191,541千円 |
| 開業費認容 | △191,670千円 |
| その他有価証券差額金 | △2,617千円 |
| 繰延税金負債合計 | △385,830千円 |
| 繰延税金資産との相殺 | 383,212千円 |
| 繰延税金負債の純額 | △2,617千円 |

15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引の注記については、リース取引の重要性が乏しいため記載を省略しております。
16. 1株当たりの純資産額は 46,271円96銭であります。
なお、算定上の基礎である当期末純資産は3,782,288千円、純資産の部の合計額から控除する金額はなく、普通株式の期末株式数は81,740.4株であります。
17. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成19年度 { 平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで } 損益計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|----------|
| 経 常 収 益 | 26,141 |
| 保 険 引 受 収 益 | - |
| 資 産 運 用 収 益 | 25,784 |
| 利 息 及 び 配 当 金 収 入 | 25,692 |
| 有 価 証 売 却 益 | 92 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 356 |
| 経 常 費 用 | 104,872 |
| 保 険 引 受 費 用 | - |
| 資 産 運 用 費 用 | 152 |
| そ の 他 資 産 運 用 費 用 | 152 |
| 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 | 602,880 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 30,814 |
| 創 立 費 償 却 額 | 2,406 |
| 開 業 費 償 却 額 | 28,407 |
| 保 険 業 法 第 113 条 繰 延 額 | △528,975 |
| 経 常 損 失 | 78,730 |
| 特 別 損 失 | 8,257 |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 7,900 |
| 特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額 | 357 |
| 価 格 変 動 準 備 金 | (357) |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | 86,988 |
| 法 人 税 及 び 住 民 税 | 3,371 |
| 当 期 純 損 失 | 90,360 |

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による費用の総額は、147,191千円であります。
2. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

| | |
|------------|----------|
| 預貯金利息 | 23千円 |
| 有価証券利息・配当金 | 25,669千円 |
| 計 | 25,692千円 |

3. 1株当たりの当期純損失は1,270円19銭であります。
なお、算定上の基礎である当期純損失は90,360千円であり、その全額が普通株式に係るものであります。
また、普通株式の期中平均株式数は71,139株であります。
4. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。
5. 関連当事者との取引は次のとおりであります。

親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との 関係 | 取引内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-------------------|---------------------|-----------------|-------|--------------|-----|--------------|
| 親会社 | アニコムインターナショナル株式会社 | (被所有) 100% | 役員の兼務4名 経営指導 | 経営指導料 | 145,699 | 未払金 | 73,697 |

(注) 取引金額は税込みで表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が受託する経営指導及び業務支援内容を勘案した上で、役員の従事割合等による経営指導及び業務支援契約金額を決定しております。

6. 当社の計算書類は、従来「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)に基づき表示しておりましたが、保険会社の免許取得に伴い、当事業年度から同規則第146条の規定に基づき、「保険業法施行規則」(平成8年2月29日大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。なお、この変更に伴う経常損失及び当期純損失に与える影響はありません。
7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。